

平成29年7月26日

## 広島交通圏タクシー特定地域計画の認可について

～ 広島交通圏におけるタクシー車両の削減を進めていきます ～

広島交通圏は、タクシー車両が著しく供給過剰となっている地域として、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の規定により、平成27年7月1日付けで特定地域として指定され、同法の規定により組織された「広島交通圏タクシー特定地域協議会」において、タクシー事業の適正化と活性化を推進するための計画（特定地域計画）の作成に向けた議論が進められてきたところです。

この度、同協議会より、供給輸送力削減などを盛り込んだ「広島交通圏タクシー特定地域計画」が中国運輸局長あて提出され、平成29年7月26日付けで認可しましたのでお知らせします。

なお、広島交通圏タクシー特定地域計画のなかで、国に対する要請事項が含まれておりましたので、この要請に対する国の考え方を併せて示しています。

### 記

1. 当該認可に係る特定地域計画の内容（概要）  
資料1のとおり
2. 当該認可特定地域計画を作成した協議会の名称  
広島交通圏タクシー特定地域協議会
3. 当該認可特定地域計画に係る特定地域  
広島交通圏
4. 国に対する要請への考え方  
資料3のとおり

※ 「特定地域」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項の規定による特定地域のことで、概要等は資料2のとおりです。

なお、当該認可特定地域計画の本文等は以下のURLで公表しています。

<https://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/jidousha/taxi-hkeikaku.html>

### 【連絡先】

＜認可に関すること＞

中国運輸局自動車交通部  
旅客第二課 もんづつみ やまぐち こぼやし 門包・山口・小林  
電話：082-228-3450（直通）  
FAX：082-228-3452

＜特定地域計画に関すること＞

広島交通圏タクシー特定地域協議会事務局  
(広島県タクシー協会) 担当：とみた やまむら 富田・山村  
電話：082-233-9155  
FAX：082-293-9296

## 広島交通圏タクシー特定地域計画の概要

## ○削減する供給輸送力

## 【法人タクシー】

- ・平成27年7月24日に中国運輸局が公表した広島交通圏で適正と考えられる車両数の上限値「2,845両」を目標値とし、供給輸送力削減の削減率算定のための基準日及び基準車両数をそれぞれ「平成21年10月1日現在」、「3,528両」とした上で、適正車両数上限との乖離率を削減率とした。（乖離率19.36%）。
- ・供給輸送力の削減は、基準日以降の車両数変更を考慮した上で、次のいずれかの方法により、「288両」の削減を行う。
  - ア. 減 車
  - イ. 特定する車両を定め、抹消登録等を行って全日の使用停止をする営業方法の制限
  - ウ. 抹消登録等をしない全日の使用停止をする営業方法の制限

## 【個人タクシー】

- ・平成27年7月24日に中国運輸局が公表した広島交通圏で適正と考えられる車両数の上限値は865両であり、平成29年4月1日現在の個人タクシーの全車両数は929両であることから、適正車両数上限との乖離は「64両」である（乖離率7.4%）。
- ・供給輸送力の削減は、「64両」を目標とし、届出を行っている定期休日（月2日以上）に、月1日の休日を加える営業方法の制限を実施する。

## ○実施時期

- ・法人及び個人タクシーの各合意事業者は、特定地域計画認可公表後6か月以内に、事業者計画を作成、認可を受けることとし、その後事業者計画認可後1か月以内に実施する。

## ○ 活性化措置（主なもの）

- ・UD（ユニバーサルデザイン） タクシーの導入促進
- ・電子マネー、クレジット決済器の導入
- ・子育て・妊婦支援タクシーの運行
- ・各種の便利タクシー、救援・救急タクシーの実施
- ・マスターズ制度の充実

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成26年1月施行)

## 原則 (道路運送法)

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃 (下限割れには厳正な審査)

## 準特定地域 (大臣指定)

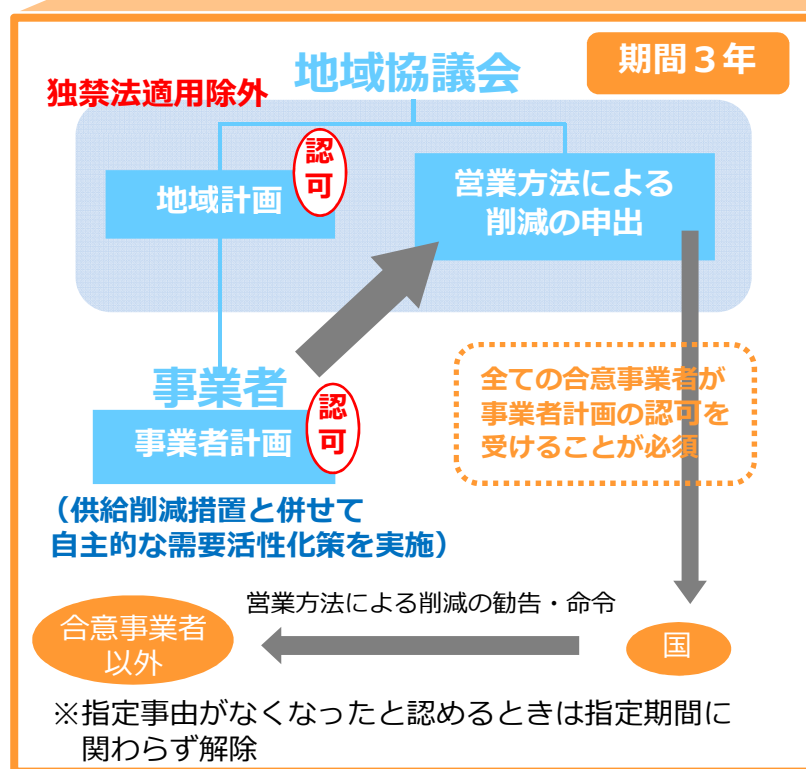
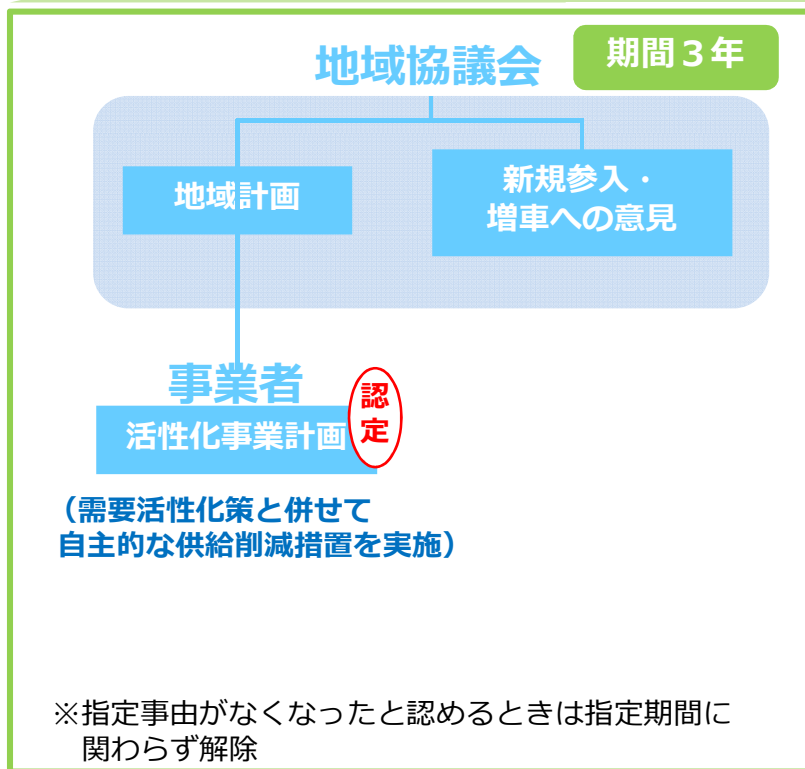
(呉市A、東広島市、福山交通圏他管内12地域)

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令)

## 特定地域 (大臣指定・運審諮問)

(広島交通圏、倉敷交通圏)

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令)



## 特定地域計画における中国運輸局に対する要請への考え方

平成 29 年 7 月 26 日

中 国 運 輸 局

広島交通圏タクシー特定地域協議会（以下、「協議会」という。）から申請のあった、広島交通圏タクシー特定地域計画（以下、「特定地域計画」という。）については、本日認可したところではあるが、同特定地域計画、Ⅱ．特定地域計画の目標、2．供給輸送力の削減において、「中国運輸局においては、特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化・活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認するため調査・監査を実施し、その結果法令違反が判明したときは、改善指導を行うとともに必要に応じて監査等の適切な処置を速やかに講ずることを、協議会として要請する。」との記述があることに對し、次のとおり当局の考えを示すものとする。

協議会において作成された特定地域計画に合意した事業者以外の事業者に対する措置としては、上記の要請に基づく措置ではなく、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、「法」という。）第 8 条の 10（合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置）及び法第 8 条の 11（営業方法の制限に関する命令）に基づく勧告及び命令による措置となる。

また、特定地域計画に合意した事業者に対しては、法第 8 条の 9（認可事業車計画の変更命令等）による措置となる。

協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者であることをもって、調査・監査を実施することとはならないが、引き続き、タクシー事業の適正化・活性化を推進する観点から、地域のタクシー事業者に対する検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施していくこととする。

以 上